

国 地 契 第 80 号
国 営 管 第 432 号
国 営 積 第 23 号
国 北 予 第 36 号
平成 29 年 3 月 14 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
北 海 道 開 發 局 営 繕 部 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について

営繕工事においては、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」(平成 28 年 3 月 31 日付け国地契第 95 号、国営管第 530 号、国営積第 36 号、国北予第 39 号)に基づき、請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資する入札契約制度の試行を行ってきたところである。

今般、試行の結果を踏まえ、別添のとおり実施要領を定め、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する営繕工事から適用することとしたので、遗漏なきよう措置されたい。

なお、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」(平成 28 年 3 月 31 日付け国地契第 95 号、国営管第 530 号、国営積第 36 号、国北予第 39 号)は、廃止する。

営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。

2. 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）第 5 (3) に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、「工事費内訳書の提出について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 84 号、国官技第 279 号、国営計第 107 号）又は「工事費内訳書の提出について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国営管第 560 号、国営計第 114 号）に基づき、第 1 回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

3. 対象工事

競争入札に付する全ての営繕工事に適用する。

4. 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
 - ① 一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書
 - ② 工事希望型競争入札の場合 : 送付資料
 - ③ ②以外の指名競争入札の場合 : 指名通知書
- (2) (1) の記載は、別記 1 の記載例によるものとする。
- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注

者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）の別冊をいう。以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求める能够性を留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（平成27年3月6日付け国地契第85号）記I4に基づき厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約書第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

- ① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、

入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

（別記1）入札説明書等における記載例

○ 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

○ 入札説明書【工事希望型競争入札については「送付資料」、工事希望型競争入札以外の指名競争入札については「指名通知」と読み替える。以下同じ。】に対する質問

- この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

○. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、○. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（別記2） 契約書における記載例

（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
 - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
 - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

Q & A

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施について

(平成 29 年 3 月 14 日時点)

この Q & A における回答については、国土交通省官庁営繕部及び各地方整備局営繕部等が発注する営繕工事においての対応を示したもので、ご不明な点は、末尾の問い合わせ先までご連絡ください。

【総括】

問 1. 「入札時積算数量書活用方式」の実施の目的は何か。

(答)

○大きく以下の 3 点があります。

- ①契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者による協議が円滑に行える。
- ②協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額となることで、契約の適正化に資するとともに、公共建築の品質確保にも繋がる。
- ③発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用がより促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

問 2. 「入札時積算数量書活用方式」は従来の数量公開制度と何が異なるのか。

(答)

- 従来の数量公開制度において公開してきた数量書はあくまでも「参考」であり、契約後の取扱いについて明確な位置づけがありませんでした。
- 本方式では、入札手続き時に発注者が示す数量書「入札時積算数量書」の契約後の取扱いに関し、「入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等」を契約事項（工事請負契約書に規定）としています。

問 3. 入札時積算数量書に記載されている数量は、いわゆる「契約数量」ということですか。

(答)

- 入札時積算数量書は入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量自身の施工（履行）を求めるという意味でのいわゆる「契約数量」ではありません。このため、入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査も行いません。
- 入札時積算数量書の扱いについては工事請負契約書に契約事項としてその位置づけを規定しており、入札時積算数量書の数量は、工事請負契約書第18条の2に基づく確認請求、協議、請負代金の変更を行う場合の協議の基となる数量ということになります。

問4. 本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

(答)

- 本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものです。
- このため、現場施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではありません。

【手続き】

問5. 入札時積算数量書の積算数量を活用しなかった場合には、入札が無効となるのか。

(答)

- 本方式は、入札時積算数量書の活用を義務づけるものではありませんので、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

問6. 入札手続き時における質問を踏まえて、入札時積算数量書の積算数量が訂正となる場合には、入札参加者はどの数量を活用すればよいのか。

(答)

- 入札手続き時に入札参加者からの質問を受けて入札時積算数量書の積算数量に訂正

が必要となる場合には、入札手続き時の質問回答において訂正後の数量を公開します。
○このため、入札時積算数量書の積算数量を活用する場合には、訂正された数量を活用して工事費内訳書を作成して下さい。

問7. 本方式においては、工事費内訳書の提出の際には別紙明細も提出する必要があるのか。

(答)

○本方式においても、工事費内訳書の提出において、入札時積算数量書別紙明細に対応した内訳書の提出は義務としていませんので、入札参加者において適宜判断して下さい。

問8. 本方式では、積算基準では計上されない自社独自の項目や費用を盛り込んだ工事費内訳書を提出してはいけないのか。

(答)

○問5. の回答にあるとおり、本方式は、入札時積算数量書の積算数量や書式の使用を義務づけるものではありません。

○このため、入札参加者が独自の数量や項目を盛り込んだ工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

○なお、入札参加者が独自に盛り込んだ数量や項目については、協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

【協議等】

問9. 発注者の積算数量に疑義があった場合には、発注者は受注者からの全ての協議に応じて貰えるのか

(答)

○以下の場合を除き、入札時積算数量書の積算数量に疑義があった場合には協議に応じます。

- ・入札時積算数量書の数量の項目が一式表示となっている場合
- ・入札時積算数量書の疑義数量と入札参加者が入札時に提出した工事費内訳書の当

該数量が同一でない場合

- ・当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了している場合

問10. 入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

(答)

○数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合については、当該項目に関する確認の請求が可能です。なお、当該項目が一式表示となる項目である場合や既に当該疑義にかかる積算数量の部分の工事が完了している場合は除きます。

問11. 工事請負契約書第18条の2第1項のただし書きにあるとおり、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了するまでは受注者は確認を請求できるということで良いか。

(答)

○ご質問のとおりです。

○なお、施工に先立ち、遅くとも施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に、受注者においても数量を算出・確認されると思われますので、早めの対応をお願いします。

問12. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

○本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、数量基準（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。

○このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。

○なお、施工数量との乖離ではなく、数量基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合には協議が可能となります。

問13. 受注者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

○本方式は発注者が適用している数量基準に基づくものであるため、受注者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問14. 入札時積算数量書の積算数量と工事費内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

(答)

○本方式は、契約後、入札時積算数量書における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができるとするものです。

○つまり、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能です。

問15. 入札時積算数量書の細目別内訳において、一式とされた項目（つまり入札時積算数量書別紙明細）は本方式の協議の対象外となっているが、当該項目（入札時積算数量書別紙明細）に疑義があった場合にも全く協議に応じて貰えないのか。

(答)

○工事請負契約書第18条の2の規定における対象は入札時積算数量書であるため、入札時積算数量書別紙明細は対象となりません。

○なお、入札手続き時に入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に、質問することができます。質問して頂ければ、発注者側で確認の上、必要に応じ積算数量を訂正し、訂正後の積算数量を公開したうえで、予定価格にその訂正を反映させます。

問16. 工事請負契約書第18条の2第1項に基づく受注者からの確認の請求においては、どのような資料を提出する必要があるか。

(答)

- 当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠を提出して頂く必要があります。
- なお、具体的な資料については、疑義の対象となる項目において異なるため、予め監督職員に相談して下さい。

問17. 設計図書の変更があった場合の変更協議に関して、当初入札時に発注者の積算数量を活用していないと協議を行うことができないのか。

(答)

- 本方式は、当初入札手続き時に発注者が示した積算数量に関し疑義が生じた場合の対応を規定したものであり、契約後の設計図書の変更に伴う協議を何ら拘束するものではありません。
- このため、入札時積算数量書と受注者が提出した工事費内訳書の数量の一致・不一致とは全く関係なく協議可能です。

【その他】

問18. 本方式においては、入札参加者は入札に際して、自ら数量の積算を行う必要がないということでしょうか。

(答)

- 本方式は、入札に際して、入札参加者自らが数量積算されているか否かを拘束するものではありません。
- 入札参加者は自ら適切に積算を行う必要があると考えています。その上で、自らどの程度数量積算を行うかについては入札参加者において適切に判断して下さい。

(以上)

(問い合わせ先)

国土交通省官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室

電話番号：03-5253-8111（23245）

入札時積算数量書活用方式の導入

背景

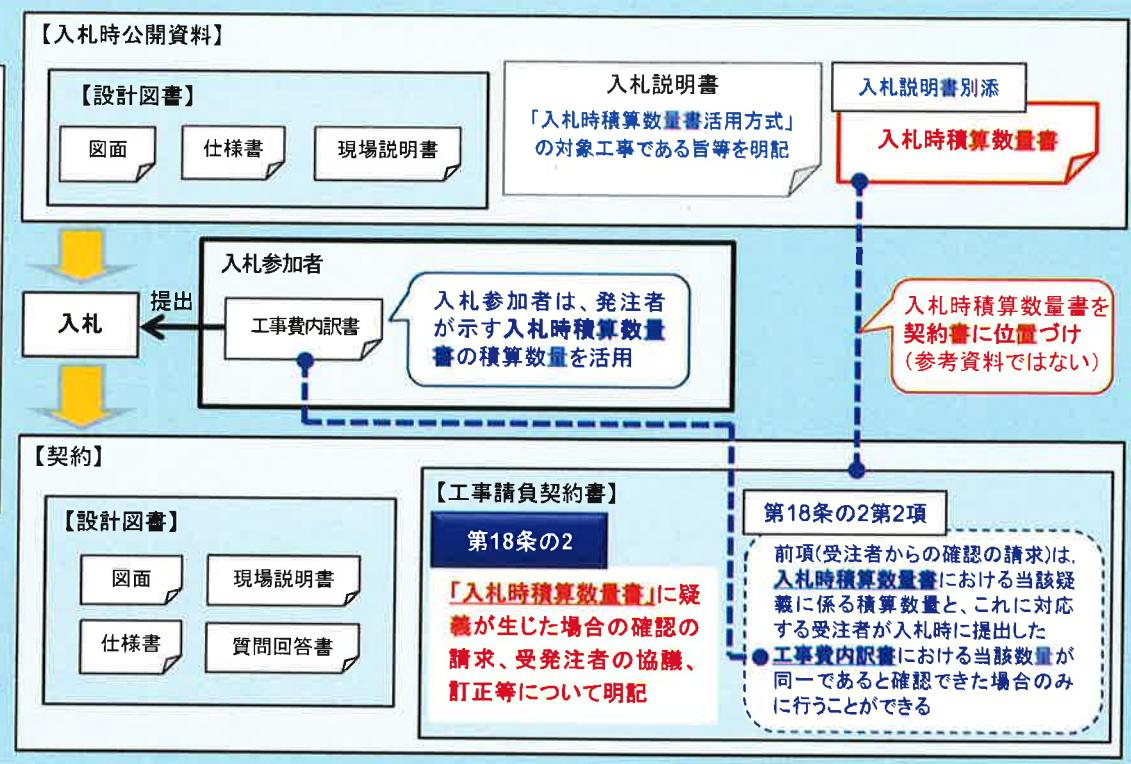
- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 從来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にはばらつき。

入札時積算数量書活用方式

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



普及・促進

- 平成29年4月からの本実施について、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進。